

外国証券取引口座約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
<p>(受渡日等) 第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (省略) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目とします。</p> <p>(契約の解除) 第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) ～ (2) (省略) (3) <u>第 32 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意しないとき</u> (4) <u>申込者が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (5) <u>申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (6) <u>申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> (7) <u>前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</u> 2 (省略)</p> <p>(約款の変更) 第 32 条 この約款は、法令の変更、<u>監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めるときは、変更されることがあります。なお、この約款の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり、新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項をご通知させていただきます。また、上記に係わらずその内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、または時事に関する事項を掲載する日刊新聞等による公告に代える場合があります。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取扱います。</u></p>	<p>(受渡日等) 第 14 条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。 (1) (現行どおり) (2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して 4 営業日目 <u>(2019 年 7 月 16 日以降は 3 営業日目)</u> とします。</p> <p>(契約の解除) 第 29 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) ～ (2) (現行どおり) (3) (削除) (3) <u>申込者が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (4) <u>申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき</u> (5) <u>申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき</u> (6) <u>前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき</u> 2 (現行どおり)</p> <p>(約款の変更) 第 32 条 この約款は、法令の変更<u>又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>